

新型コロナ感染症で
影響を受けた世帯は

減免
申請できます！

対象となる税（料）

- ▶ 国民健康保険税
- ▶ 後期高齢者医療保険料
- ▶ 介護保険料

[対象期間] 令和4年4月1日から令和5年3月31日



申請期限 令和5年3月31日(金)まで

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料共通

対象となる世帯 ※1

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、主たる生計維持者の令和4年1月以降の収入が減少し、納付が困難となった世帯。

<p>新型コロナの影響で 収入が減少した世帯</p> <p>一部減額 または 全額免除</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までの要件すべてに該当する世帯。 (介護保険料の減免の場合は、①と③の要件に該当する世帯)</p> <p>①今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの減少の割合が、前年のその収入の3割以上である。</p> <p>②前年合計所得額が1,000万円以下である。</p> <p>③減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である。</p>
<p>新型コロナに り患した世帯</p> <p>全額免除</p>	<p>主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った。</p> <p>※3</p>

※1 令和4年度(令和3年1月1日～令和3年12月31日分)の所得申請をしていること。

※2 この減免における「主たる生計維持者」とは、

【国民健康保険の場合】国民健康保険の被保険者である世帯主(納税義務者)となります。国民健康保険の被保険者ではない世帯員が減収した場合は、国民健康保険税の減免対象となりません。

【後期高齢者医療保険の場合】後期高齢者医療保険被保険者およびその世帯の世帯主となります。

【介護保険の場合】世帯の生計を主として維持していて、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属している方となります。

※3 新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、1か月以上の治療を有すると認められる場合となります。

制度の詳細につきましては、各係までお問合せください。

国民健康保険課 賦課資格係 ☎ 973-3202 後期高齢者医療係 ☎ 973-3177
介護長寿課 介護保険料係 ☎ 973-3208

7月から国民健康保険税の 納付が始まります！

問 国民健康保険課 ☎ 973-3202

国民健康保険は、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険税を納め医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和4年度の国民健康保険税納税通知書および納付書を7月中旬頃に世帯主宛にお送りしますので、納税通知書は必ず開封し、内容の確認後、納期限内に保険税のお支払いをお願いいたします。

- ・世帯主本人が職場の健康保険等の加入の場合でも納税通知書は世帯主宛にお送りします。
- ・年度途中で転居や世帯分離により国保記号番号が変わりますと納税通知書等が2通届く場合がございます。

令和4年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記の通りです。納め忘れのないようお願いいたします。

1期 8月1日(月)	2期 8月31日(水)	3期 9月30日(金)	4期 10月31日(月)
5期 11月30日(水)	6期 1月4日(水)	7期 1月31日(火)	8期 2月28日(火)

どうしても納付が困難な時は…

納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。



▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより収入が著しく減少するなど、国民健康保険税を一時納付できないときは、減免または猶予が認められることがあります。詳細は次のページをご確認ください。

▶ 非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給資格者証をご持参の上、申請してください。

▶ 減免制度

失業や営業不振、病気等による著しい所得の減少や、災害等のため著しい被害にあった場合、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は令和5年2月末日までに申請してください。

✓check 猶予や減免の申請を行うその前に…

所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税では所得に応じて、保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。
※前年の収入が変わった場合は再度、軽減適用を判定します。

世帯主および加入世帯員に一人でも未申告の方がいると…

- ・収入がない世帯であっても、保険税の7割・5割・2割の軽減が適用されません。
- ・保険税の猶予・減免を受けることができません。
- ・収入の判定ができず高額療養費の自己負担限度額や、入院時の食事自己負担額が高くなる場合があります。



申告がまだお済みでない方は市民税課等でお手続きください。